

岩手県公安委員会告示第 12 号

交通安全活動推進センターに関する規則（平成 10 年国家公安委員会規則第 3 号）第 3 条第 1 項の規定により、岩手県交通安全活動推進センターから次のとおり変更する旨届出があった。

平成 18 年 5 月 30 日

岩手県公安委員会

委員長 元 持 勝 利

岩手県交通安全活動推進センターの名称	変更事項	変更前	変更後
社団法人岩手県交通安全協会	住所	盛岡市肴町 3 番 17 号	盛岡市天神町 11 番 1 号
	事務所の所在地	盛岡市肴町 3 番 17 号	盛岡市天神町 11 番 1 号